

米政策など当面する課題に関する要請

国は、平成30年産から行政による生産数量目標の配分や米の直接支払交付金の廃止などを内容とする「米政策改革」を推進していますが、生産現場からは大幅な米政策の転換に不安と不満が高まっています。

特に、生産調整のメリット措置である「米の直接支払交付金」が廃止されると、現場での円滑な生産調整推進に支障をきたし、過剰作付けの再発による米価の大幅低下を招くことも予想され、食糧法に定める「米穀の需給及び価格の安定」を損なうことが懸念されます。

また、生産現場では、生産者自ら米生産の効率化・低コスト化、高収益作物などによる所得の向上などに努力を重ねていますが、現状の低米価のままでは厳しい経営環境から抜け出すことは難しい現状にあります。

一方、平成30年産以降は「需要に応じた米生産」が求められますが、米の需要が減り続ける中、低価格帯の業務用分野では国内生産が後退し、需給ミスマッチが生じております。加えて、SBS米など外国産米との価格競争により、国産米価格は、さらに影響を受けることが危惧されます。

つきましては、平成30年産以降も食糧法に定める「米穀の需給及び価格の安定」の下で、「需要に応じた米生産」が円滑に推進され、水田農業及び稲作経営が安定かつ持続的に発展できるよう下記事項を要請いたします。

記

I. 国は、食糧法に定める「米穀の需給及び価格の安定」の責務を果すため、平成30年産以降も「基本指針」で示した生産数量目標の達成など、米穀の需給均衡を図るための生産調整の円滑な推進等に努めること。

1. 「米穀の基本指針」に基づき、都道府県農業再生協議会が生産数量目標等を適正に設定しているか検証するとともに、需要に応じた主食用米の生産及び生産調整の適正な推進に向けて必要な助言及び指導を行う等、主導的役割を最大限に果たすこと。

また、過剰作付や作柄変動等が懸念されるため、官民一体となり生産調整達成者が不利益を被らない仕組みを構築すること。

2. 生産調整を円滑に推進するために「米の直接支払交付金」の財源については、都道府県及び地域農業再生協議会を通じて、生産調整の達成対策に活用すること。
活用にあたっては、業務用米等の需給ミスマッチの解消、直はん栽培の導入や機械の共同利用など低コスト生産への取組み、減肥・減農薬など消費者ニーズに応じた米生産、高収益転作作物の導入など地域実情に沿って弾力的に活用できる仕組みとすること。
3. 水田活用の直接支払交付金の長期安定的な予算措置を図り、麦・大豆など戦略作物の再生産可能な農家手取り水準を確保すること。
また、昨年予算不足に陥った産地交付金については、戦略作物助成とは別枠とするなど、必要とされる予算全額が確保できる仕組みを構築し、地域での取組みに支障をきたさないようにすること。
4. 「収入減少影響緩和(ナラシ)対策」の交付対象については、「需要に応じた生産」を円滑に進めるため需給調整とリンクさせ、農業再生協議会が設定する当該生産数量目標に即した生産を行った者とする。

II. 収入保険制度・主要農産物種子法の廃止等について

1. 収入保険制度については、直近5カ年を用いて算出する基準収入における異常年(大雨・台風・地震などでの大幅な減収年)の扱い、農家が受け取る補填金は、1割削減とされるなど幾つかの問題点が見受けられることから、法制化に際し付帯意見等に明記して、早期に解消すること。
2. 主要農産物種子法の廃止は、国や都道府県が持つ育種素材等を民間に提供する機会を拡大させ、国内の優良品種が海外に流失する危険性が高まることから、農業競争力強化支援法や種苗法などに海外流失防止を図る条項を盛り込むこと。

以上

2017(平成29)年4月 日

北海道農民連盟
委員長 西原正行